改正後

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	二、一一七人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇五六人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、一七三人	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　環境大臣　原田　義昭

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（中間貯蔵部の所掌事務）

第六条　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に関する事務及び事業に関すること。

二～八　（略）

（地方環境事務所に置く課等）

第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

資源循環課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

改正前

（本省及び原子力規制委員会の定員）

第一条　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	二、〇八二人	うち、一人は、特別職の定員とする。
原子力規制委員会	一、〇三一人	事務局及び施設等機関の職員の定員とする。
合計	三、一一三人	

改正前

（中間貯蔵部の所掌事務）

第六条　中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る事務及び事業に関すること。

二～八　（略）

（地方環境事務所に置く課等）

第七条　地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課（福島地方環境事務所を除く。）

廃棄物・リサイクル対策課（北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。）

環境対策課（福島地方環境事務所を除く。）

放射能汚染対策課（関東地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）